

鹿 児 島 県 公 報

平成24年 3 月 30 日（金）第2790号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共 1 箇所 2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

○道路の区域の変更（8件）

（道路維持課取扱い） 1

○道路の供用の開始（8件）

（道路維持課取扱い） 1

告

示

鹿児島県告示第445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成24年 3 月 30 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡大和村大字国直字湊平595番1地先から593番1地先まで	前 後	26.4～52.7 28.8～73.5	38.0 38.0

鹿児島県告示第446号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成24年 3 月 30 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡大和村大字国直字湊平595番1地先から593番1地先まで	平成24年 3 月 30 日

鹿児島県告示第447号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成24年 3 月 30 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	270号	日置市吹上町小野字西小野原1221番地先から同市吹上町永吉字今藤堀3112番地先まで	前 後	9.2～21.1 10.8～31.4	529.0 529.0
県道	鹿児島川辺線	鹿児島市錦江台三丁目8781番18地先から同市坂之上八丁目8781番7地先まで	前 後	5.8～10.5 6.0～10.5	46.5 46.5
		鹿児島市下福元町字溝ノ口10047番地先内	前 後	4.2～8.4 4.5～14.6	86.0 86.0
	伊集院日吉線	日置市日吉町日置字草萩ヶ字都9128番1地先から同市日吉町日置字毘砂門堂9049番2地先まで	前 後	11.5～33.6 9.8～34.5	433.0 433.0
	吉野公園線	鹿児島市吉野町5594番1地先から5561番1地先まで	前 後	6.7～9.3 7.5～14.0	107.2 109.2
	仙名伊集院線	日置市東市来町養母字荻前田12878番3地先から同市東市来町養母字上五反田11193番1地先まで	前 前 後	6.4～18.8 15.8～38.4 8.0～25.0	240.0 253.7 240.0
	長島宮之浦港線	出水郡長島町鷹巣字百田3539番2地先から同町鷹巣字焼崎3990番5地先まで	前 後	12.0～38.4 15.8～38.4	550.7 550.7

鹿児島県告示第448号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成24年3月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
国道	270号	日置市吹上町小野字西小野原1221番地先から同市吹上町永吉字今藤堀3112番地先まで	平成24年 3 月 30 日
県道	鹿児島川辺線	鹿児島市錦江台三丁目8781番18地先から同市坂之上八丁目8781番7地先まで	
		鹿児島市下福元町字溝ノ口10047番地先内	
	伊集院日吉線	日置市日吉町日置字草萩ヶ字都9128番1地先から同市日吉町日置字毘砂門堂9049番2地先まで	
	吉野公園線	鹿児島市吉野町5594番1地先から5561番1地先まで	
	仙名伊集院線	日置市東市来町養母字荻前田12878番3地先から同市東市来町養母字上五反田11193番1地先まで	
	長島宮之浦港線	出水郡長島町鷹巣字百田3539番2地先から同町鷹巣字焼崎3990番5地先まで	

鹿児島県告示第449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成24年 3 月 30 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	267号	伊佐市大口針持字迫畑1086番7地先から1086番4地先まで	前後	18.1～21.3 20.8～30.2	52.3 52.3
県道	川内串木野線	いちき串木野市羽島字鶴ノ瀬7171番25地先内	前後	35.2～45.3 35.2～53.6	43.5 43.5
		いちき串木野市荒川字磯平4490番1地先内	前後	7.8～8.5 7.8～50.6	45.0 45.0
	知名沖永良部 空港線	大島郡知名町大字瀬利覚字田水473番3地先から476番3地先まで	前後	9.0～9.2 10.4～10.5	19.9 19.9
			前後	8.0～24.2 10.9～24.2	290.5 290.5
	仙名伊集院線	日置市東市来町養母字片鹿倉尻13764番1地先から13769番1地先まで	前後	8.0～24.2 10.9～24.2	290.5 290.5
	桑之浦里港線	薩摩川内市里町里字水ノ元3103番1地先から3104番1地先まで	前後	11.2～11.8 25.1～30.2	11.2 11.2

鹿児島県告示第450号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成24年 3 月 30 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
国道	267号	伊佐市大口針持字迫畑1086番7地先から1086番4地先まで	平成24年 3 月 30 日
県道	川内串木野線	いちき串木野市羽島字鶴ノ瀬7171番25地先内	
		いちき串木野市荒川字磯平4490番1地先内	
	知名沖永良部 空港線	大島郡知名町大字瀬利覚字田水473番3地先から476番3地先まで	
	仙名伊集院線	日置市東市来町養母字上小原13151番2地先から同市東市来町養母字片鹿倉尻13768番1地先まで	
	桑之浦里港線	薩摩川内市里町里字水ノ元3103番1地先から3104番1地先まで	

鹿児島県告示第451号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更

した。

なお、区域を表示した図面は、平成24年 3 月 30 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変 更 前 後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	270号	枕崎市金山町 6 番地先から 同市田布川町 1 番地先まで	前 後	12.8～25.0 14.3～30.4	108.6 108.6
県道	鹿児島蒲生線	鹿児島市宮之浦町239番 4 地先から21番地先まで	前 後	8.6～61.4 12.8～61.4	531.6 531.6
	国分霧島線	霧島市国分広瀬三丁目1096 番11地先内	前	6.8～11.6	7.8
		霧島市国分広瀬字宮前1629 番 2 地先から同市国分広瀬 三丁目1096番 2 地先まで	後	12.0～183.4	41.4
	大崎輝北線	曾於郡大崎町野方字後堀 2810番 7 地先から2809番 4 地先まで	前 後	11.0～14.2 11.0～325.0	158.0 158.0
	名瀬瀬戸内線	大島郡瀬戸内町大字久慈字 坂元300番37地先から同町 大字久慈字前田190番99地 先まで	前 前 後	7.4～31.6 17.0～43.0 17.0～50.8	352.0 331.5 331.5
	小山田川田蒲 生線	鹿児島市東俣町104番 2 地 先から108番 1 地先まで	前 後	10.6～33.5 10.6～33.5	143.2 143.2
	霜出川辺線	南九州市知覧町西元字丸岡 4869番地先から同市川辺町 高田字鎌ゲタ7357番 8 地先 まで	前 後 後	5.0～20.6 5.0～20.6 10.0～56.1	875.2 875.2 842.8
	荒崎黒之浜港 線	出水市高尾野町江内字赤岩 5862番 1 地先から5869番 3 地先まで	前 後	23.4～32.8 22.4～32.8	23.4 23.4
	十三谷重富線	始良市寺師字穴掘ノ谷1845 番 2 地先内	前 後	13.4～16.6 13.4～27.0	18.0 18.0
	曾津高崎線	大島郡瀬戸内町大字久慈字 タチナキ1062番地先から同 町大字久慈字川内の壱335 番 2 地先まで	前 前 後	4.8～27.2 10.0～44.7 10.0～44.7	904.4 868.4 868.4

鹿児島県告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成24年 3 月 30 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
---------------	-------	---------------	---------------

国道	270号	枕崎市金山町 6 番地先から同市田布川町 1 番地先まで	平成24年 3 月 30 日
県道	鹿児島蒲生線	鹿児島市宮之浦町239番 4 地先から21番地先まで	
		鹿児島市宮之浦町207番 2 地先から229番 8 地先まで	
	名瀬瀬戸内線	大島郡瀬戸内町大字久慈字坂元300番37地先から同町大字久慈字前田190番99地先まで	
	小山田川田蒲生線	鹿児島市東俣町104番 2 地先から108番 1 地先まで	
	十三谷重富線	始良市寺師字穴掘ノ谷1845番 2 地先内	
	曾津高崎線	大島郡瀬戸内町大字久慈字タチナキ1062番地先から同町大字久慈字川内の壱335番 2 地先まで	

鹿児島県告示第453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成24年 3 月 30 日から 2 週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	226号	南さつま市坊津町久志字麻島1535番 1 地先から同市坊津町泊字法光寺平9054番 8 地先まで	前 前 後 後	5. 6～60. 4 14. 2～149. 5 5. 6～63. 4 10. 1～135. 9	2, 550. 0 1, 180. 0 2, 550. 0 1, 180. 0
		南さつま市坊津町坊字長野谷2287番地先から枕崎市春日町276番 2 地先まで	前 後 後	5. 6～22. 0 5. 6～22. 0 10. 8～51. 8	723. 4 723. 4 706. 0
		南九州市颯娃町牧之内字垢玉井9286番 1 地先から同市颯娃町牧之内字并迫上9429番 1 地先まで	前 後	6. 5～40. 8 10. 3～40. 8	342. 5 342. 5
		南九州市川辺町本別府字村小路4020番 2 地先から同市川辺町本別府字岩下4641番 1 地先まで	前 後	6. 2～51. 6 13. 0～53. 9	217. 2 204. 0
県道	石垣加世田線	南九州市川辺町中山田字一里塚1524番 1 地先から同市川辺町中山田字城内1042番 8 地先まで	前 後	6. 3～12. 4 12. 3～50. 7	698. 4 640. 0
		枕崎市別府字小溝18112番 1 地先から18111番 1 地先まで	前 後	7. 8～8. 4 13. 4～19. 3	60. 0 60. 0
		枕崎市別府字草切平東18032番 2 地先から同市別府字高瀧ノ平上18019番 2 地先まで	前 後	5. 5～10. 1 12. 8～16. 6	205. 0 205. 0
	打木谷白沢津線	南さつま市大浦町字西ズイケ田7742番 7 地先から同市	前 前	8. 5～15. 2 9. 2～24. 8	319. 9 313. 0

		大浦町字竹原添21167番 1 地先まで	後	10.3～17.0	313.0
	阿多川辺線	南さつま市金峰町白川字田原2868番 1 地先から同市金峰町白川字高名田2445番 9 地先まで	前後 後 後	4.5～28.0 4.5～28.0 12.4～28.0	545.6 545.6 527.4

鹿児島県告示第454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，平成24年 3 月 30 日から 2 週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
国道	226号	南さつま市坊津町久志字麻畠1535番 1 地先から同市坊津町泊字松山平9356番26地先まで 南さつま市坊津町坊字長野谷2287番地先から枕崎市春日町276番 2 地先まで	平成24年 3 月 30 日
県道	額娃川辺線	南九州市額娃町牧之内字垢玉井9286番 1 地先から同市額娃町牧之内字并迫上9429番 1 地先まで	
	石垣加世田線	南九州市川辺町本別府字村小路4020番 2 地先から同市川辺町本別府字岩下4641番 1 地先まで 南九州市川辺町中山田字一里塚1524番 1 地先から同市川辺町中山田字城内1042番 8 地先まで	
	打木谷白沢津線	枕崎市別府字小溝18112番 1 地先から18111番 1 地先まで 枕崎市別府字草切平東18032番 2 地先から同市別府字高瀧ノ平上18019番 2 地先まで	
	秋目上津貫線	南さつま市大浦町字西ズイケ田7742番 7 地先から同市大浦町字竹原添21167番 1 地先まで	
	阿多川辺線	南さつま市金峰町白川字田原2868番 1 地先から同市金峰町白川字高名田2445番 9 地先まで	

鹿児島県告示第455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成24年 3 月 30 日から 2 週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児島蒲生線	鹿児島市川上町4032番 5 地先から4053番 1 地先まで	前後	8.0～32.3 24.0～36.9	178.1 172.6
		鹿児島市宮之浦町21番地先から同市本名町 2 番 4 地先	前後	6.8～16.2 12.8～43.6	667.3 628.0

	まで			
	鹿児島市本城町1939番 4 地先から542番 1 地先まで	前 後	5.7～21.4 13.6～35.4	447.2 452.8
徳重横井鹿児島線	鹿児島市犬迫町10222番 1 地先から7987番 1 地先まで	前	7.1～10.7	458.3
		後	7.1～10.7	458.3
		後	9.0～31.1	344.2
山田入来線	薩摩川内市樋脇町塔之原字園畠13284番地先から同市入来町副田字小園6796番 3 地先まで	前	9.5～39.0	165.0
	薩摩川内市樋脇町塔之原字園畠13284番地先から同市入来町副田字小園6790番 1 地先まで	後	4.0～18.0	147.0
桑之浦里港線	薩摩川内市上甑町中野字橋ヶ迫699番 3 地先から同市里町里字柳ヶ廻2794番 1 地先まで	前	7.4～19.0	223.0
		前	8.0～37.4	180.0
		後	8.0～46.5	180.0
手打蘭牟田港線	薩摩川内市下甑町手打字落3487番 1 地先から同市下甑町青瀬字金山78番 1 地先まで	前	5.3～106.0	8,232.0
		前	9.6～121.0	3,700.0
		後	9.6～121.0	3,700.0
今別府牧園線	霧島市溝辺町三縄字脇ヶ迫1459番 1 地先から同市溝辺町三縄字荻ヶ迫1412番 2 地先まで	前	5.1～22.8	973.9
		後	5.1～22.8	973.9
		後	8.0～41.5	818.6
黒石串良線	曾於郡大崎町野方字又流合1189番 1 地先から同町持留字渡ヶ迫1899番 1 地先まで	前	6.0～13.8	323.3
		後	8.0～49.8	334.6
		後	8.0～49.8	323.3
曾津高崎線	大島郡宇検村大字阿室字皆戸平582番 6 地先から同村大字屋鈍字脇元562番地先まで	前	6.9～47.8	1,255.5
		後	7.9～70.7	1,215.8

鹿児島県告示第456号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成24年 3 月 30 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	鹿児島蒲生線	鹿児島市川上町4032番 5 地先から4053番 1 地先まで	平成24年 3 月 30 日
		鹿児島市宮之浦町21番地先から同市本名町 2 番 4 地先まで	
		鹿児島市本城町1939番 4 地先から542番 1 地先まで	
	山田入来線	薩摩川内市樋脇町塔之原字園畠13284番地先から同市入来町副田字小園6790番 1 地先まで	

黒石串良線	曾於郡大崎町野方字又流合1189番 1 地先から同町持留字渡ヶ迫1899番 1 地先まで
曾津高崎線	大島郡宇検村大字阿室字皆戸平582番 6 地先から同村大字屋鈍字脇元562番地先まで

鹿児島県告示第457号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成24年 3 月 30 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡宇検村大字生勝字アカタワキ1555番 5 地先から同村大字芦検字大下2526番 1 地先まで	前 後	7.2～315.1 7.2～315.1	996.4 1,030.0
	桑之浦里港線	薩摩川内市里町里字上ノ原2612番 8 地先から2616番 1 地先まで	前	7.8～13.2	92.8
		薩摩川内市里町里字竹2704番 1 地先から同市里町里字上ノ原2616番 1 地先まで	前 後	9.9～16.8 9.9～16.8	66.0 66.0
	鶴田大口線	薩摩郡さつま町鶴田字川屋原2997番地先から同町鶴田字城内3091番 1 地先まで	前 後	8.0～10.8 9.0～16.0	140.0 140.0
	堂山宮之城線	薩摩川内市祁答院町黒木字崩平2058番 4 地先から同市祁答院町黒木字黒葛川2039番 7 地先まで	前 後	5.0～9.5 5.0～17.5	175.0 175.0
	安脚場実久線	大島郡瀬戸内町大字木慈字手久原325番 1 地先から同町大字木慈字小勝山原437番口地先まで	前 後	7.2～31.0 9.2～63.0	1,004.3 980.5
	曾津高崎線	大島郡宇検村大字名柄字中間チャ187番地先から同村大字名柄字池ノ崎57番地先まで	前 後	7.0～24.6 10.7～40.8	860.7 852.9
		大島郡瀬戸内町大字管鈍字川尾1343番 1 地先から同町大字管鈍字白コバマ1358番 1 地先まで	前 後	25.0～74.3 20.3～79.0	205.1 205.1

鹿児島県告示第458号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成24年 3 月 30 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡宇検村大字生勝字アカタワキ1555番 5 地先から同村大字芦検字大下2526番 1 地先まで	平成24年 3 月 30 日
	鶴田大口線	薩摩郡さつま町鶴田字川屋原2997番地先から同町鶴田字城内3091番 1 地先まで	
	堂山宮之城線	薩摩川内市祁答院町黒木字崩平2058番 4 地先から同市祁答院町黒木字黒葛川2039番 7 地先まで	
	曾津高崎線	大島郡宇検村大字名柄字中間チヤ187番地先から同村大字名柄字池ノ崎57番地先まで	
		大島郡瀬戸内町大字管鈍字川尾1343番 1 地先から同町大字管鈍字白コバマ1358番 1 地先まで	

鹿児島県告示第459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成24年 3 月 30 日から 2 週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	269号	曾於市大隅町月野字岩下2750番 1 地先から同市大隅町月野字寺谷2580番19地先まで	前 後	13.4～35.2 16.5～58.0	382.7 382.7
県道	志布志福山線	曾於市大隅町岩川字小平原6677番24地先から同市大隅町岩川字堤谷6645番 2 地先まで	前 後	13.8～31.8 29.7～55.5	116.5 116.5
	養母長里線	日置市東市来町長里字門前3062番 1 地先から3044番 7 地先まで	前 後	12.0～23.2 13.0～23.2	120.0 120.0
	山田湯之元停車場線	日置市東市来町長里字小山下4376番 7 地先から同市東市来町長里字棧敷段一3964番10地先まで	前	5.4～37.2	524.6
			前	10.0～105.0	517.6
			後	5.4～37.2	545.6
			後	10.0～45.2	498.6
	志柄宮ヶ原福山線	鹿屋市輝北町諏訪原字タケモト4662番 3 地先から同市輝北町諏訪原字永迫4277番 1 地先まで	前 後	6.0～6.6 6.0～17.8	150.0 150.0
			前 後	15.0～34.6 15.0～25.2	113.0 113.0
	宮ヶ原大崎線	曾於市大隅町荒谷字荒谷803番 4 地先から803番 1 地	前 前	6.2～25.0 5.7～9.0	131.9 127.3

		先まで	後	5.7～9.0	125.5
	高隈内ヶ迫線	鹿屋市上高隈町215番 1 地先から219番 1 地先まで	前 後	9.0～11.0 11.4～13.0	165.6 165.6
	与論島循環線	大島郡与論町大字茶花字赤佐235番 1 地先から同町大字茶花字北與毛田25番 6 地先まで	前 後	7.0～64.6 7.0～53.0	175.0 154.0

鹿児島県告示第460号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，平成24年 3 月 30 日から 2 週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
国道	269号	曾於市大隅町月野字岩下2750番 1 地先から同市大隅町月野字寺谷2580番19地先まで	平成24年 3 月 30 日
県道	志布志福山線	曾於市大隅町岩川字小平原6677番24地先から同市大隅町岩川字堤谷6645番 2 地先まで	
	養母長里線	日置市東市来町長里字門前3062番 1 地先から3044番 7 地先まで	
	山田湯之元停車場線	日置市東市来町長里字小山下4376番 7 地先から同市東市来町長里字栈敷段一3964番10地先まで	
	志柄宮ヶ原福山線	鹿屋市輝北町諏訪原字タケモト4662番 3 地先から同市輝北町諏訪原字永迫4277番 1 地先まで	
	宮ヶ原大崎線	曾於市大隅町荒谷字荒谷803番 4 地先から803番 1 地先まで	
	高隈内ヶ迫線	鹿屋市上高隈町215番 1 地先から219番 1 地先まで	
	与論島循環線	大島郡与論町大字茶花字赤佐235番 1 地先から同町大字茶花字北與毛田25番 6 地先まで	